

平成 29 年 6 月 30 日

各位

会 社 名 株 式 会 社 ナ ッ ク 代表 取 締 役 社 長 吉村 寛 (コード番号 9788 東証第1部) 問合わせ先 ビジネスサポート本部長 川上 裕也 (TEL. 03-3346-2111)

財務諸表に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出しました平成29年3月期の内部統制報告書において、平成29年3月期における財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

平成 29 年 3 月期決算監査において、監査法人からの指摘によりのれん及び繰延税金 負債の計上誤りが判明いたしました。

本案件は、平成26年3月期の第2四半期に行った株式会社JIMOS取得時の会計処理に発生頻度の少ない非定型的な取引であったため、会計上の「二重責任の原則」は承知しつつ、監査法人の助言に基づき処理した会計処理の誤りが原因であります。 当該誤りは、発生頻度の少ない非定型的な取引に関する内部統制が適切に整備できていなかったことに起因したと言えます。

以上に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、 平成29年3月31日現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、事業年度の末日までに 是正されなかった理由は、上記の誤りが事業年度末日後の財務諸表の作成の過程で発 見されたためであります。

3. 開示すべき不備の是正方針

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、当事業年度の末日後、非定型的な取引をチェックする体制の強化を図る再発防止策を講じ、翌事業年度末時点においては、適切な内部統制を整備運用する方針であります。

4. 財務諸表及び連結財務諸表に与える影響

上記に伴う必要な修正事項は、平成 29 年 3 月期有価証券報告書に反映しており、当該財務諸表及び連結財務諸表に与える影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見 無限定適正意見であります。

以上